

特定疾患医療受給者証の申請手続きについて

申請手続きに必要な書類等は下記のとおりです。必要書類を添付のうえ、管轄の保健所に提出してください。

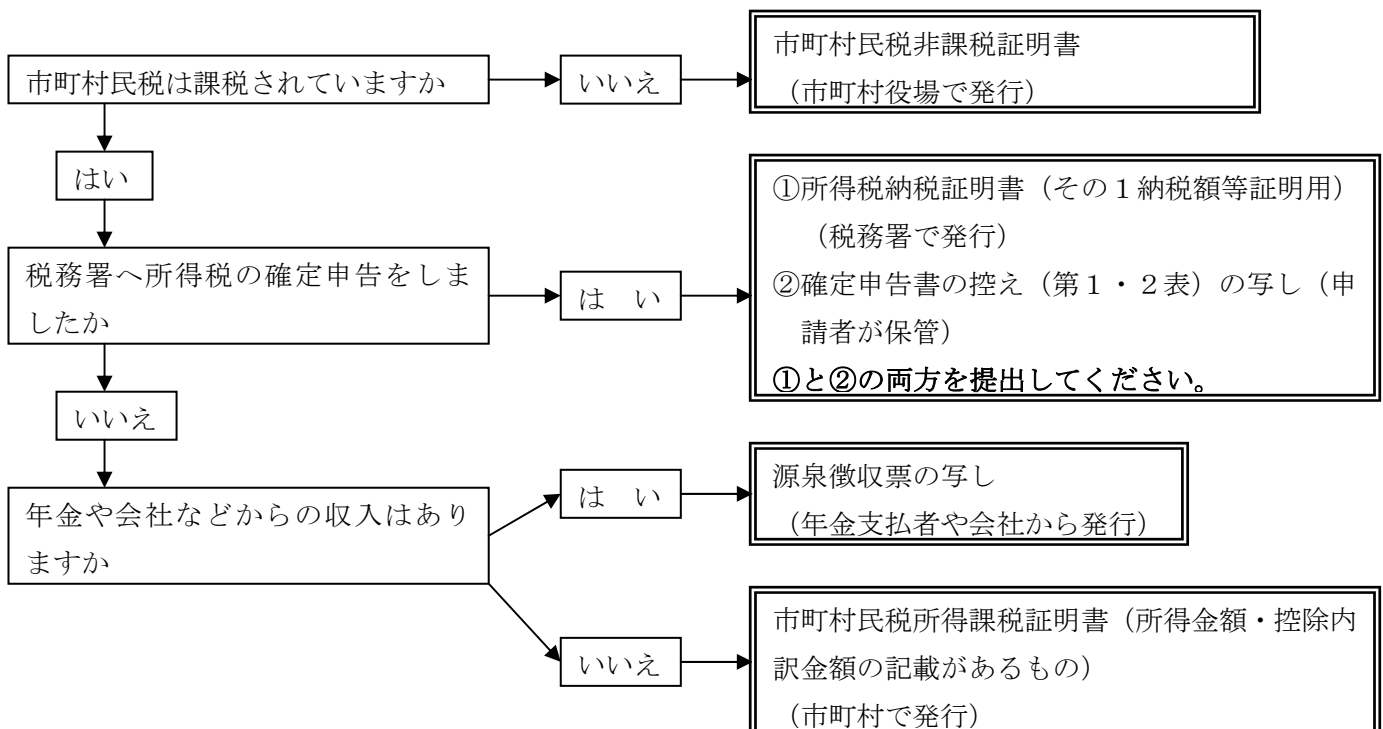
(郵送でもかまいません。)

ただし、承認された場合は、申請された日から特定疾患医療受給者証が交付されますので、早めに手続きをとってください。(郵送の場合は消印の日から)

番号	提出書類	備考
①	特定疾患医療受給者証交付申請書 (様式1号)	裏面「世帯調書」の記入もお願いします。
②	臨床調査個人票 (様式2号)	医師に記入してもらってください。(病気ごとに用紙が違いますのでご注意ください)
③	健康保険証の写し	患者本人のもの。
④	住民票抄本	患者本人のもの。
⑤	生計中心者の所得税額等確認書類	詳細は下記をお読みになり、必要な書類をご準備ください。
⑥	同意書 (様式12号)	高額療養費の所得区分を照会するため、申請手続きをする方は提出をお願いします。
⑦	被保険者の住民税額等確認書類	⑥の照会をする際に必要となりますので、裏面をご覧ください、必要な書類をご準備ください。
⑧	80円切手	この切手で新受給者証等を郵送します。申請手続きをする方は提出してください。

「生計中心者の所得税額等確認書類」(添付書類⑤)について

自己負担限度額の決定に必要です。生計中心者の課税状況等に合わせ、必要な書類を提出してください。



【生計中心者とは】

『患者の生計を主として維持する者』で、患者・家族の就労・収入・扶養・その他の生活状況等を総合的に勘案して決定されますが、具体的には次の順で決まります。

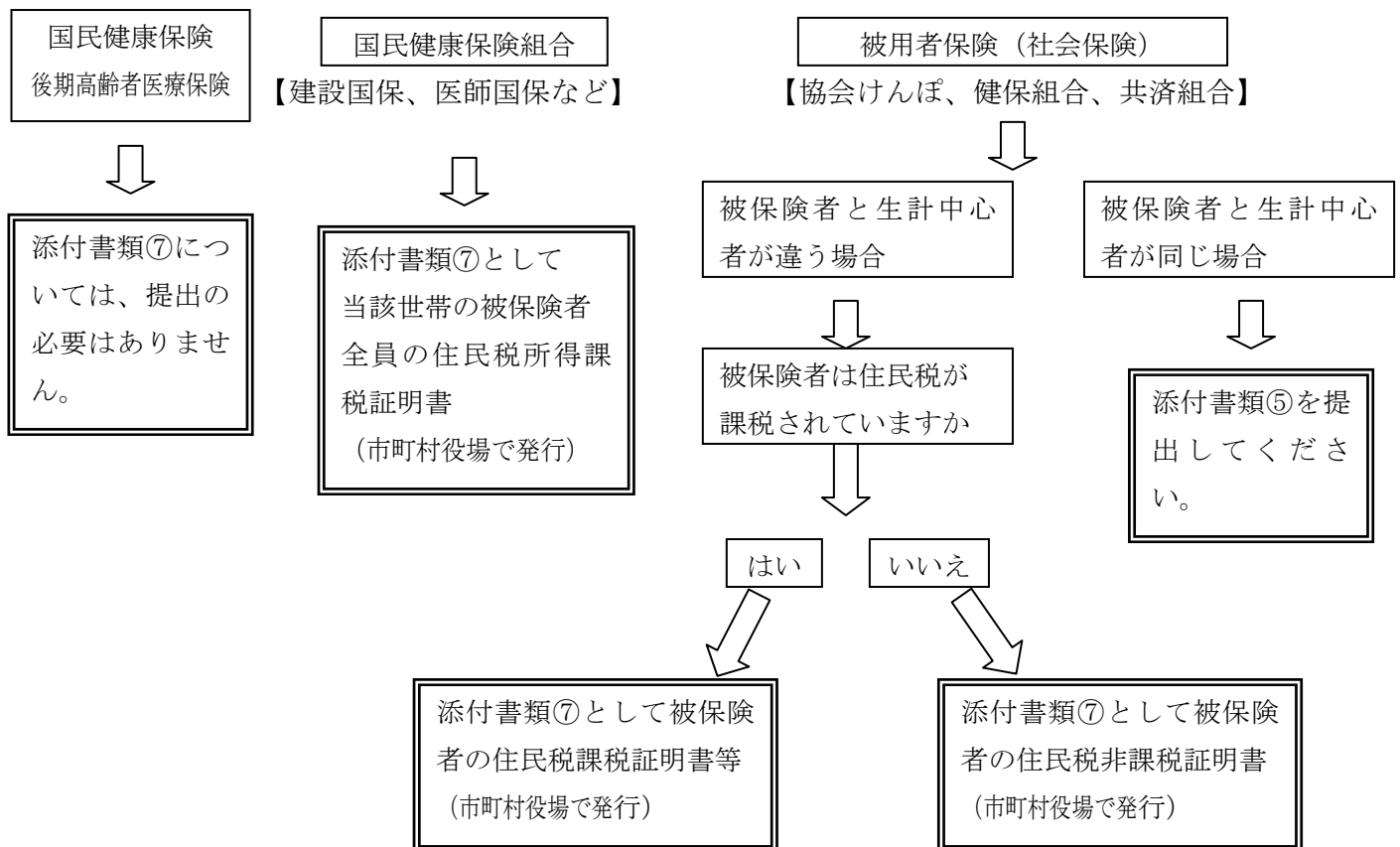
- ① 医療保険上患者を被扶養者としている方
- ② 税制上患者を被扶養者としている方
- ③ 医療保険や税制において患者を被扶養者としてはいないが、患者の生計を維持している方又は自らの収入により生計を維持する患者本人

- (1) 患者本人が生計中心者ではなく、医療保険や税制においても扶養関係が明確でない場合、通常は、同一生計内の最多収入者が生計中心者となります。
- (2) 医療保険や税制において被扶養者となっている方は生計中心者とは認められません。
- (3) 生計中心者は、必ずしも同居している方に限りません。

被保険者の住民税額等確認書類について（添付書類⑦）

平成21年度から制度が変更となり、医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載することとなりました。そのため、今まで提出していただいていた書類に追加して、書類が必要となる方もいらっしゃいますので、下記の説明をご覧ください、必要書類を添付してください。

患者本人が加入している医療保険の種類によって提出書類が違います。下記により確認してください。



※被保険者とは・・・

患者本人が加入している医療保険（協会けんぽや健保組合など）の保険料を支払っている者です。